

# 令和3年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 令和3年6月9日(水) 午前9時30分～午前10時31分

○場 所 議場

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	松本賢一	副委員長	○	磯辺香代
委員	○	坂村哲也	委員	○	五戸豊弘
委員	○	小谷野晴夫			
			出席 5人		欠席 0人

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
健康福祉部長	福田充男	教育次長	近藤善昭
こども福祉課長	金田欣明	健康増進課長	近藤和行
学校教育課長	田澤孝一		

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	谷田貝明夫	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 なし

## 1. 開会

2. あいさつ 松本賢一 委員長

3. 会議録署名委員の指名について 坂村哲也 委員

## 4. 事件

(1) 付託議案等審査について

補足説明 なし

《質疑・意見》

[歳出]

4款1項2目 予防費

- 坂村委員： 新型コロナワクチン接種特別協力金は、今後始まるクリニックでの医師が対象になるということによろしいか。クリニックの医師以外も対象になるのか。
- 健康増進課長： 昨年度、協力金の予算計上をしたが、今回は1カ月1,000回以上の接種を実施できる医療機関、1カ月に200回以上接種を実施する医療機関が対象である。また集団接種に医師、看護師を派遣していただく場合も1つの医療機関で実施して月に1,000回以上実施できる場合を想定し計上している。1カ月50万円の特別給付金については3つの医療機関を想定している。月に200回以上接種見込みの医療機関を7カ所と想定している。
- 坂村委員： 自治医大も含まれているのか。
- 健康増進課長： 自治医大を含めて考えている。
- 坂村委員： 今後、順調に行けば64歳以下の基礎疾患のある方の接種が優先になるのか。また基礎疾患のある方を調べる方法はどのようなのか。
- 健康増進課長： 国では基礎疾患の方を分けて接種券を送る必要はないとしていたが、予約段階での混乱が考えられるため、59歳以下の方がいる世帯主に通知をし、基礎疾患のある方の調査を行っている。調査後に基礎疾患のある方、60～64歳の方の接種券を送り時期をずらして予約を開始し、接種券を10歳区切りで段階的に送付し、1回の予約数が少なくなるように、混乱が少なくなるように実施する予定である。
- 磯辺副委員長： ただいまの答弁で、59歳以下とするのはなぜか。
- 健康増進課長： 当初60～64歳については、ワクチンの供給状況により65歳以上の高齢者の次の順位としているが、ワクチンが順調に調達できる見込みであることから、65歳以上の高齢者の次、基礎疾患のある方と同じ順位で優先的に接種と変わったため、今回は基礎疾患のある方と60～64歳の方に券を送る予定である。
- 五戸委員： 基礎疾患のある方へはいつ頃通知がくるのか。
- 健康増進課長： 調査書はすでに発送しているため、世帯主宛てに届いているはずで、既に返信も届いている。接種券は7月頭に発送する予定である。60歳以上の方は基礎疾患の有無に関係なく接種券発送するため、60歳以上の方だけの世帯には通知は出していない。あくまで59歳以下の世帯員がいる世帯にだけ基礎疾患の有無の調査をしている。
- 磯辺副委員長： 64歳以下の実施はいつかと市民から聞かれている。それについては広報に掲載されたが、国は11月までに接種を終えると言っているが、下野市はいつ頃接種を終える見込みなのか。
- 健康増進課長： 国では令和4年2月28日までと言っているが、11月というのは、知事がそのような表現を記者発表したような状況である。接種が本人の希望によるものなので、何日までにはなっていない。なるべく早く終わるよう接種の機会を確保

するため日数や一日の接種人数を増やす等の調整をしている。高齢者については7月末までに2回目が終わるよう調整し、基礎疾患がある方は7月中旬以降から1回目の予約ができるかと考えている。

○磯辺副委員長： 12歳から打てるようになったが、中学生の方にも希望者は受けられる、集団でなく個別で等の方針は立てているか。

●健康増進課長： 急に12～15歳まで対象になったことから、接種券の準備はしている。ただ昔のように嘱託医を学校に派遣して接種する方法、集団接種の会場に予約を取りに来てもらう方法、個別に医療機関で接種するなどの方法があるが、接種後体調が悪くなった時に家族に迎えに来てもらえるかなど問題もあるので、早急に方針を検討していきたい。

○五戸委員： 初回の予約の際には、市民から電話が繋がらないとか、パソコンがわかりづらいとの指摘があったかと思うが、次の予約ではどのように対応するのか。

●健康増進課長： 高齢者は対象が約1万6,000人おり、一度に通知し予約が始まりご迷惑をおかけしたが、今回は3万6,000人に向け5段階に分け発送予定であり、1回あたりが少ないため混乱はないかと思うが、今回も予約開始当初は電話台数を増やして対応する予定である。

○磯辺副委員長： 下野市でも学校、職場での接種は検討しているのか。何か情報はあるか。

●健康増進課長： 職域での接種については、国では1,000人以上の規模と言っているが、今のところ予定していない。その場合、市との契約が必要となると聞いている為、事業所等でやる場合は相談が来ると考えている。市民が都内勤務、単身赴任等で職域での接種があるため早めに接種券を送付してほしいなどの問合せがあるが、具体的に国からの指示がない状況であるので予定通り準備しなるべく早めに予約に影響がない範囲で送付したいと考えている。

○小谷野委員： 予算的な話ではないが、土日を含め集団接種が週4回行われている。健康増進課の職員は土日でも従事していると思うが、高齢者が終わり、12歳以上が接種対象になると長期間の戦いになると思うので、職員がしっかり休みをとれているか心配だ。その辺はどうしているか。

●健康増進課長： 新型コロナウイルス対策室4名が中心となり集団接種を行っているが、どうしてもワクチンの管理等で出勤日数が増えている。今後会場数が増えていくので、人材派遣等を活用して人数を確保したり、健康増進課には20名程職員がいるので対策室の職員と同じ事務ができるよう調整しているので7月くらいからは交替で実施できるようにしていきたい。

○小谷野委員： 健康増進課だけでなく、全庁的に応援していけるようにしていただきたい。負担が増えている状態であるため、体調を崩す職員がでるなどないように、計画的に休みを取りながら引き続き進めて欲しい。

●健康増進課長： ありがとうございます。集団接種については全庁的に職員を配置して実施している。

### 3款2項6目 放課後児童健全育成費

○坂村委員： 学童保育事業の庁用器具購入費の内容を伺う。

●こども福祉課長： 今回の庁用器具購入費については、体表面温度計測機能付き顔認証リーダーの卓上タイプを購入、設置予定である。学童利用者である子どもにとって通常のタイプであると身長に合わないため、卓上タイプの設置とし、施設の設置状況により対応する。

○坂村委員： 体温計ということか。

●こども福祉課長： 庁舎入口に設置してあるものの卓上タイプである。

○磯辺副委員長： 学童保育施設への体表面温度計測器の使い方について、庁舎の入口にあるものは手指消毒をすることにより顔が映るようになっており、自動的に測定されるため、そのやり方が合理的かと思う。学童保育施設では、ただ体温をはかるだけになるのか。手指消毒をすると自然に顔も映るという使い方は考えているか。

●こども福祉課長： 各施設の設置状況にもよるが、今までは手で測って記録していた。設置により受け入れたときの子どもの入口での受付がスムーズになるとイメージしている。手指消毒はこれまで通り続けていくようにしていく。

○磯辺副委員長： 来た人順に記録していくのは大変だがよろしく願います。熱がある子どもはどうするか。

●こども福祉課長： 入る前に計り熱がある場合には、保護者に連絡をとるという対応になる。

○小谷野委員： 子どもたちが発熱した場合、指導員が保護者に連絡をし、保護者が迎えに来るまでのタイムロスについて、子どもたちはどのようにしているのか。隔離できる部屋はないと思うが、どのような対応をしているのか。

●こども福祉課長： 施設によって静養室があるところもあるが、その期間の居場所については後で確認する。

○小谷野委員： 高熱の子どもがいて迎えが来るまでに時間がかかるときに、学校の保健室を使うことはできないのか。

●学校教育課長： 基本的には放課後であるため、対応できる職員がいる場合、いない場合がある。これまでもコロナだけではなく、体調不良の子どもについては学童に行く前にそのような症状があれば学校から保護者に連絡するなどしている。学童と連携をとりながら進めていくことになるかと思う。

○小谷野委員： せっかくよい機械を置いて体温を計っても、高熱の子の対応がしっかりしていないと意味がない。よく連携をとりしっかり対応できるように、施設に救護室があって子どもをそこで預かって、部屋が分かれていても健康な子どもと同じ施設にいと、コロナでなくとも感染の心配はある。その辺り施設をよく点検して学校とも連絡をとり、体制のマニュアル等しっかり決めていただければ指導員もやりやすいと思うので、せっかくいれるなら体制をしっかりしていただきたい。

採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。

議案第39号 下野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 坂村委員： 昨日質疑があった部分と重なるが、これまで市が直接契約していたものから派遣会社に移行するというのでよいか。
- 学校教育課長： そのとおりである。直接雇用を続けてきたが、今回より業務委託により人材を派遣していただくこととなる。
- 坂村委員： 承知した。今まで直接雇用が難しかったのか。人材が見つげにくいなどの状況があったのか。
- 学校教育課長： 学習指導要領の改正で小学校での英語が教科となったことによりALTの確保が課題となった。どの市町でも人材確保に苦慮している状況であり、募集をしても応募がない。これまでの方の人脈を辿ってお願いすることもあるが、赴任前に辞めてしまう、1カ月程度で合わなくて辞めてしまうことがある。安定して人材を確保するのは難しく、学校にも迷惑をかけることになるので、人材派遣の方が学校教育への影響が少ないと判断した。
- 坂村委員： 契約期間は3年間のみとなるのか。学校からの要望による再契約などはあるのか。
- 学校教育課長： 昨年度から契約を結んでいる会社は3年契約、今年度からの会社は2年契約で2段階となっているが、3年経てばこれまでの実績をふまえてプロポーザルで業者選定となる。3年で業者の見直しもあるので、いままで派遣していた方は派遣されなくなるということもある。3年の間は継続できるので、優秀な方が派遣されるよう考えたいが契約の問題があるので慎重に判断していきたい。
- 五戸委員： 3年までの契約ということで、保護者や学校の希望で3年を経過してもその先生を希望することがあると思う。その時に同じ学校に派遣する方法があるのか。
- 学校教育課長： 派遣法の制約が3年である。同じ職場・学校には基本的に派遣できない。今回の契約は学校との契約である。そうすることにより、例えばA学校で優秀な人材がいれば、その人材は下野市で有用であるため、3年後のプロポーザルによりB学校に派遣するようなことができる。1年開ければ戻することは可能であるが、ALTについてはなるべく質を確保できるようプロポーザルをしてどの先生が派遣となってもほぼ同じ授業ができることを前提にして、いろいろな方と交わることも外国語教育の大切な部分でもあるため、そのように説明をすることで理解をいただきながら、人材についてはなるべく市内で上手く活用できるように対応していきたい。
- 磯辺副委員長： ALTで派遣していただくのは外国人だが、下野市に何人いて、一カ月の給料はいくらなのか。
- 学校教育課長： 現在9名の方を派遣してもらっている。ALTの出身国は、フィリピン3名、マレーシア1名、ジャマイカ1名、アメリカ1名、カナダ1名、イギリス1名、メキシコ1名。英語を母国語としてメインで使える方としている。給与は派遣

元での支払いとなるが、1日の勤務時間7時間に対し1万5,764円、時給に換算すると2,252円となり、栃木県の最低賃金は超えている。市の実質的な契約の内容では、ひとり当たり455万円の支払いとなっている。

- 磯辺副委員長：勤務時間について、1日7時間の週5日でよいか。人によって、ばらつきはないということか。
- 学校教育課長：勤務時間は7時間だが、日に何時間授業をやるかは人によって違う。授業がない場合教材研究、教員との打ち合わせなど、その時間内は学校に拘束される。その時間には子ども達との触れ合う時間なども含まれる。授業時数は20時間ほどでおおよそ学校と協議し割り振りしているが、業務時間は7時間で同じということになる。
- 磯辺副委員長：9名なので2校を掛け持ちする方もいるので、時間数は皆さん同じくらいにしているということであるが、県内でも相当な人数になる。教壇に立てる外国人を抱える派遣元の会社は、東京の会社になるのか。
- 学校教育課長：現在契約しているのは、埼玉県の会社である。栃木県内にも何社もあり、プロポーザルには参加していただいた。
- 磯辺副委員長：承知した。優秀な方には次の契約時にも下野市にいてもらいたいという意見もある。ずいぶん前になるが文科省の文書の中に、優れたALTについては正規教員としての採用を図るなど、という文言があるものもあり、市で抱えるのは難しいだろうが、派遣から外れ長期契約という考えはないのか。
- 学校教育課長：以前の業務委託の時は、会社に完全に委託していた時代で指示が出せなかった。市としても命令・指示が出せる人材の確保という点で、授業が少なく中学校が主だった時代には市で人材を確保してやってきたが、今回、業務委託とすることで、担当ALTが体調不良等の際に、代替りのALTを派遣していただくことができ、授業に穴をあけることがないというメリットがあった。やはり授業にALTがいるかないかで大きく変わる。優秀なALTを抱えている業者はプロポーザルの結果となるが慎重に選んで質の確保もしていきたい。

**採決の結果、賛成全員により可決すべきものと決す。**

## 5. その他

- 坂村委員：福祉タクシーについて、デマンドタクシーは車いすの方が乗れないという話でそこは難しいと思うが、福祉タクシーの料金の負担を減らせるような検討はしていただけないか。デマンドタクシーは市内300円で、福祉タクシーは通常のタクシーと同じように料金が加算されるため難しいとは思いますが、負担を減らすことはできないか。
- 健康福祉部長：福祉タクシー券はタクシー初乗り料金の助成をしており、超過分は自己負担にしているが、これまでは初乗り740円の48枚分のタクシー券を交付し、年間35,520円の助成となっていた。昨年12月にタクシー初乗り料金が500円に改訂

されたこともあり、500 円の 72 枚分を月 6 枚分に今年度見直した。年間 36,000 円と従前とほぼ同額となり、あわせて車いす利用者には介助券ということで 500 円のタクシー利用券の 48 枚分で交付することに見直した。さらに自己負担を減らせないかということだが、今後タクシー利用券の利用状況等をアンケート調査などで把握し検討してきたい。

- 坂村委員： デマンドタクシーは高齢者にはチケットを配布しているが、安全安心課と高齢福祉課の 2 カ所で手続きをしなければならない。1 カ所ではできないか、また安全安心課で電話でも受付できるということだが、ホームページでダウンロードしなければならず高齢者には難しいと思うので、検討していただけないか。
- 健康福祉部長： 電話の他、FAX・メール・窓口で申し込みができる。高齢福祉課では高齢者外出支援事業として 75 歳以上の高齢者の申請者にデマンドタクシー利用券を 10 枚交付している。登録前に高齢福祉課に外出支援の申請に来る方もいるが、現時点では高齢福祉課でデマンドの登録申請書を記入していただき、担当者から安全安心課に用紙を渡している状況である。質問したい点などがあつた場合、安全安心課に案内し、デマンドタクシーの内容について説明していただくこととしている。市民の方が、できるだけスムーズに手続きができるよう関係課と協議していききたい。
- 坂村委員： 一般質問で伊藤議員が質問した、第 2 子の育休退園について、本市の場合産前 8 週間プラス 6 カ月ということだが、他市の状況について分かれば教えていただきたい。
- こども福祉課長： 調べたところでは、宇都宮市が 6 カ月、小山市・鹿沼市が 1 年以内、栃木市が 3 年ということである。
- 坂村委員： 今後の下野市としての方向性について考え方を伺う。
- 健康福祉部長： 一般質問の際にも答弁したが、下野市においては昨年 9 月から 2 歳児未満の 6 カ月の継続入園と改訂した。実施して 1 年満たない状況であるため今後分析をするるとともに、保育士の確保状況についても勘案しながら今後検討していききたいと考えている。
- 小谷野委員： 市内小中学校の水道蛇口のハンドルの交換状況を伺う。
- 教育次長： すべて契約は終了し、現在工事に入っている。業者によっては製品が入らないところもあり、学校によって進捗に若干の差はある。
- 小谷野委員： 夏休み中にはすべて設置できるということか。
- 教育次長： 夏休みぐらいまでには工事を完了させたい。
- 小谷野委員： 学童保育室の水道蛇口のハンドル化については、どのようになっているのか。
- こども福祉課長： 蛇口は見積もり徴取中であり早めに取り組みたいと思っている。
- 小谷野委員： 教育委員会では夏休みまでとのことであるが、学童保育室は長期休業となる夏休み中も開設されている。学校で用意したものを先に学童保育に使うことはできないのか。
- 健康福祉部長： 学校の分を先にとあるが、学校側で用意したものと蛇口が合うかど

うかもあることから、夏休み前には設置できるよう、早急に進めてまいりたい。

○小谷野委員： 学校のを先にとは無理な話かもしれないが、外で遊んだ子が中に入るときに手を洗うということは、すべて変えずとも使用頻度の高いところにつけていくべきであり、同じ市で管理するのだから個数の見積もりがしっかりできれば施設ごとに2つ、3つとできると思う。学童は夏休み中に利用するものであるから臨機応変にやっていただきたい。これは要望としたい。

○坂村委員： ハンドルに関わらず、管理として学校は教育委員会、学童保育は健康福祉部であり、連携をしっかりしないといけないと思う。宇都宮市では教育委員会で学童保育を管理していると記憶している。連携をしっかりしていただきたいという要望である。

《発言の申し出》

●こども福祉課長： 補足説明であるが、学童保育室の蛇口について、夏休み前には完了するよう学童保育の平日午前中の時間帯などを利用して進める。また体表面温度測定器で熱があった場合の対応について、施設によっては静養室の有無がそれぞれになるので、施設ごとに対応方法を検証していきたい。

閉 会

下